

はじめに

我が国の、障害のある子供とその保護者、また、教育委員会等の関係機関等を取り巻く環境は、共生社会の形成に向けた大きな変化の中にあると言えます。

平成18年12月、国連総会において、「障害者の権利に関する条約」が採択され、平成20年5月に発効しました。我が国においては、平成19年9月に同条約に署名するとともに、同条約の批准に向けて、平成23年の障害者基本法の一部改正を端緒とし、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の制定や障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の制定等、障害者に関する諸般の制度の整備が進められています。

これと並行して、文部科学省においても、中央教育審議会初等中等教育分科会において、今後の我が国の特別支援教育の在り方等についての議論が進められ、平成24年7月に報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」としてとりまとめられました。

文部科学省では、同報告等を踏まえつつ、今般、障害のある児童生徒等の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正を行いました。具体的には、①就学基準に該当する障害のある児童生徒等は原則特別支援学校に就学するという従来の仕組みを改め、障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みへの改正、②障害の状態等の変化を踏まえた転学に関する規定の整備、③視覚障害者等である児童生徒等の区域外就学に関する規定の整備、④保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大、以上の4点が挙げられます。また、本改正令は、平成25年9月1日から施行されています。

本改正令の趣旨及び内容等については平成25年9月1日に文部科学事務次官通知において、就学手続を含めた早期からの一貫した支援等については平成25年10月4日に文部科学省初等中等教育局長通知において、都道府県教育委員会等に対して通知しています。

文部科学省においては、これまで、障害のある児童生徒等の就学手続の重要性に鑑み、就学手続に関する具体の業務を行う際の参考として、就学手続の概要、障害の実態把握の方法、教育的対応などを内容とした「就学指導資料」を作成してきましたが、このたび、学校教育法施行令の改正等に伴う就学手続の大幅な見直しが行われたことを踏まえ、就学手続等に携わる方々がこの趣旨及び内容について十分に理解した上で、円滑に障害のある児童生徒等への教育支援がなされるよう、これまでの「就学指導資料」を改め、新たに「教育支援資料」としてとりまとめました。

このたびの就学手続の改正及び本資料の作成に当たり、ご協力をいただきました皆様に深く感謝申し上げます。

「教育支援資料」では、科学的・医学的知見や新たな就学手続の趣旨及び内容はもちろんのこと、早期からの一貫した支援の重要性を資料全体を通じて明確に打ち出すとともに、市町村教育委員会の就学手続におけるモデルプロセス、障害種毎の障害の把握や具体的な配慮の観点等についても、併せて詳細に解説しています。

また、早期からの教育相談等を通じて、障害のある児童生徒等の保護者に対して十分な情報を提供するとともに、関係者がその意向を最大限尊重しつつ、本人の教育を第一に考えていくといった基本姿勢についても提示しています。

「教育支援資料」におけるこれらの内容、冒頭申し上げた諸制度の大きな変化に対応しながら、障害のある児童生徒等への支援の充実を図っていくために重要であるとともに、今後、我が国が共生社会を形成する上で不可欠であるとの認識の上で、とりまとめを行いました。

関係各位におかれては、本資料をご活用いただき、特別支援教育の一層の充実に努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成25年10月

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長 大山 真未

目 次

序論

- 1 障害のある子供の教育に求められること・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援 ・・・・・ 2
- 3 今日的な障害の捉えと対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第1編 学校教育法施行令の一部を改正する政令の解説

- 第1章 総論関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第2章 各論関係

- (1) 第5条第1項（小学校又は中学校への入学期日の通知） ・・・・・ 1 1
- (2) 第5条第2項（就学校の指定） ・・・・・ 1 2
- (3) 第5条第3項（区域外就学等の届出があった場合の適用除外） ・・・・・ 1 3
- (4) 第6条（第5条の準用） ・・・・・ 1 4
- (5) 第6条の3（障害の状態等の変化による特別支援学校から小中学校への転学） ・・・・・ 1 5
- (6) 第6条の4（視覚障害者等でなくなった者の通知） ・・・・・ 1 6
- (7) 第9条（区域外等の小中学校等への就学） ・・・・・ 1 7
- (8) 第10条（区域外等の小中学校等からの退学） ・・・・・ 1 8
- (9) 第11条（特別支援学校への就学についての通知） ・・・・・ 1 9
- (10) 第11条の2（小学校から特別支援学校中学部へ就学する場合の手続） ・・・・・ 2 0
- (11) 第11条の3（学齢簿に新たに記載された場合の手続） ・・・・・ 2 1
- (12) 第12条（視覚障害者等となった者の小中学校等から特別支援学校への転学） ・・・・・ 2 2
- (13) 第12条の2（障害の状態等の変化による小中学校等から特別支援学校への転学） ・・・・・ 2 3
- (14) 第13条の2（区域外就学等の届出の通知） ・・・・・ 2 4
- (15) 第14条（特別支援学校の入学期日の通知、学校の指定） ・・・・・ 2 5
- (16) 第17条（区域外等の特別支援学校への就学） ・・・・・ 2 6
- (17) 第18条（区域外等の特別支援学校からの退学） ・・・・・ 2 7
- (18) 第18条の2（保護者及び専門家からの意見聴取） ・・・・・ 2 8

第2編 教育相談・就学先決定のモデルプロセス

第1章 関係者の心構えと関係者に求められること

- 1 関係者の心構え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1
- 2 関係者に求められること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4

第2章 検討に向けた準備

- 1 保護者への事前の情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 7
- 2 就学期における特別な支援が必要な幼児の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 8
- 3 保護者への就学に関するガイダンス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1

第3章 就学先の検討

- 1 保護者面談・・ 4 3
- 2 子供に関する情報の収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 4
- 3 学校見学や体験入学の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 5
- 4 教育的ニーズ等の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 6
- 5 個別の教育支援計画等の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 9

第4章 就学先の決定・通知

- 1 市町村教育委員会による就学先の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 1
- 2 通知の発出・・ 5 2

第5章 「学びの場」の柔軟な見直し等

- 1 継続的な教育相談の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 4
- 2 就学先の検討, 変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 5

第6章 教育相談体制の整備

- 1 市町村教育委員会における教育相談体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 7
- 2 都道府県教育委員会における教育相談体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 8
- 3 早期からの支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 8

第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

I 視覚障害

- 1 視覚障害のある子供の教育的ニーズ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 5
- 2 視覚障害のある子供の教育の場と提供可能な教育機能・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 7
- 3 視覚障害のある子供の教育における合理的配慮の観点・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 2
- 4 視覚障害の理解と障害の状況の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 4

II 聴覚障害

- 1 聴覚障害のある子供の教育的ニーズ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 5
- 2 聴覚障害のある子供に必要な指導内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 8
- 3 聴覚障害のある子供の教育の場と提供可能な教育機能・・・・・・・・・・ 8 9
- 4 聴覚障害のある子供の教育における合理的配慮の観点・・・・・・・・・・ 9 2
- 5 聴覚障害の理解と障害の状態の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 3

III 知的障害

- 1 知的障害のある子供の教育的ニーズ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0 7
- 2 知的障害のある子供の教育の場と提供可能な教育機能・・・・・・・・・・ 1 0 8
- 3 知的障害のある子供の教育における合理的配慮の観点・・・・・・・・・・ 1 1 9
- 4 知的障害の理解と障害の状態の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 1

IV 肢体不自由

- 1 肢体不自由のある子供の教育的ニーズ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 7
- 2 肢体不自由のある子供の教育の場と提供可能な教育機能・・・・・・・・・・ 1 3 7
- 3 肢体不自由のある子供の教育における合理的配慮の観点・・・・・・・・・・ 1 4 2
- 4 肢体不自由の理解と障害の状態の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4 4

V 病弱・身体虚弱

- 1 病弱・身体虚弱の子供の教育的ニーズ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5 5
- 2 病弱・身体虚弱の子供の教育の場と提供可能な教育機能・・・・・・・・・・ 1 6 0
- 3 病弱・身体虚弱の子供の教育における合理的配慮の観点・・・・・・・・・・ 1 6 6
- 4 病弱・身体虚弱の理解と障害の状態の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6 8

VI 言語障害

- 1 言語障害のある子供の教育的ニーズ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9 3
- 2 言語障害のある子供に必要な指導内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9 4
- 3 言語障害のある子供の教育の場と提供可能な教育機能・・・・・・・・・・ 2 0 0
- 4 言語障害のある子供の就学先決定における留意点・・・・・・・・・・ 2 0 2
- 5 実態把握のための資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 0 3
- 6 言語障害のある子供の教育における合理的配慮の観点・・・・・・・・・・ 2 0 5
- 7 言語障害の理解と障害の状態の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 0 6

Ⅶ 情緒障害

- 1 情緒障害のある子供の教育的ニーズ 2 1 1
- 2 情緒障害のある子供の教育の場と提供可能な教育機能 2 1 1
- 3 情緒障害のある子供の教育における合理的配慮の観点 2 1 5
- 4 情緒障害の理解と障害の状態の把握 2 1 6

Ⅷ 自閉症

- 1 自閉症のある子供の教育的ニーズ 2 2 3
- 2 自閉症のある子供に必要な指導内容 2 2 4
- 3 自閉症のある子供の教育の場と提供可能な教育機能 2 2 6
- 4 自閉症のある子供の教育における合理的配慮の観点 2 2 8
- 5 自閉症の理解と障害の状態の把握 2 3 0

Ⅸ 学習障害

- 1 学習障害のある子供の教育的ニーズ 2 4 1
- 2 学習障害のある子供に必要な指導内容 2 4 1
- 3 学習障害のある子供の教育の場と提供可能な教育機能 2 4 4
- 4 学習障害のある子供の教育における合理的配慮の観点 2 4 5
- 5 学習障害の理解と障害の状態の把握 2 4 4

X 注意欠陥多動性障害

- 1 注意欠陥多動性障害のある子供の教育的ニーズ 2 5 1
- 2 注意欠陥多動性障害のある子供に必要な指導内容 2 5 2
- 3 注意欠陥多動性障害のある子供の教育の場と提供可能な教育機能 2 5 3
- 4 注意欠陥多動性障害のある子供の教育における合理的配慮の観点 2 5 5
- 5 注意欠陥多動性障害の理解と障害の状態の把握 2 5 6

○ 参考資料

- ① 学校教育法（抄）, 学校教育法施行令（抄）, 学校教育法施行規則（抄）, 告示 2 6 1
- ② 学校教育法施行令の一部改正について（通知） 2 7 1
- ③ 障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ） 2 7 5
- ④ 新旧対照表 2 7 7
- ⑤ 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知） 2 8 6
- ⑥ 児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について 2 9 3